

出席・遅刻・早退について

SHR遅刻欠席

- (1) 各学期につき遅刻・欠席が15回以上の者については特別な指導を行う。

授業遅刻等

- (1) 出席の確認をした後の入室者を遅刻とする。
- (2) 遅刻と早退は合わせて3回で1時間の欠席時数とする。
- (3) 遅刻と早退の欠席時数への換算は各学期で切り捨てせず、累計計算をする。
- (4) 授業を30分以上受講しない場合は欠席とする。

忌引き・出席停止・特別欠席について

- (1) 忌引日数は、父母7日、兄弟姉妹4日、祖父母3日、その他の親族1日とする。

※遠隔地の場合には、往復に通常要する日数を加算することが出来る。

- (2) 出席停止は医師からの診断書（保健室で用意）の提出をもって「出席停止」とする。
- (3) 次の場合は、所定の手続きにより特別欠席扱いとして出席とみなす。

① 学校が認定した就職試験、進学受験等のため欠課する場合。

② 公式戦出場のため欠課する場合。

③ その他、本人に責がなくやむを得ない場合。

※願書提出や公式戦申し込み等は認められない。

皆勤賞および精勤賞について

1. 皆勤賞：在学3年間を通して無遅刻・無

欠席・無早退・無欠課の者

2. 精勤賞：在学3年間で欠席1日（欠席日以外は無遅刻・無早退・無欠課）あるいは無欠席で、遅刻・早退の計が3回以内の者

3. 1カ年皆勤賞：1年間を通して無遅刻・無欠席・無早退・無欠課の者